別表1 (第5条関係)

助成対象経費は、次のとおりとし、国内取引に係る消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、代引手数料、収入印紙代、通信費等の間接経費を除くものとする。

海外販路開拓事前準備および FS 調査に係る事業

経費区分	経費の内容	
販促資料等の翻訳費 (※注1)	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費などに要する経費	
自社 Web サイト等の宣伝用 コンテンツ編集費 (※注 1)	Web サイト制作費、デザイン費、翻訳費、編集費などに要する経費	
商材のローカライズ費 (※注 1)	翻訳費、海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費、海外利用および国内利用に適したフォーマットへの編集・変換費	
調査委託費(※注2)	調査等の委託に要する経費、海外現地コーディネーター手配に要す る経費、通訳費等	
旅費 (※注3)	航空費 2名分まで。空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする 宿泊費 2名分まで。現地調査開始前日~調査終了日翌日まで。限度は7泊。一泊当たりの料金は実費もしくは別表1-5に定める基準額のいずれか低い方が対象となる。 その他 上記以外の費用、現地移動費(最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く)、飲食費、交際費等は対象外とする	
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費	

※注1 販促資料等の翻訳費、自社 Web サイト等の宣伝用コンテンツ編集費、商材のローカライズ費については、経済性の観点から原則2社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

※注2 調査委託費については、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。

※注3 旅費については、公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。また交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に FS 調査が行われる場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

別表1-2 (第5条関係)

海外への電子商取引等に係る事業

経費区分	内容		
立ち上げ・運営費用	海外向け販売サイトへの出展費用、自社販売サイト制作に係る契約		
(※注4)	費、宣伝広告・マーケティング費、海外向け販売サイト等の年間		
	利用費		
コンテンツ編集費	海外向け販売サイト、自社販売サイト作成等の外部委託に係る経費		
(※注4)	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費、その他プロモーションに		
	係る経費		
専門家相談費	電子商取引等に関して専門家へ相談する際の経費		
(※注4)			
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費		

※注4 立ち上げ・運営費用、コンテンツ編集費、専門家相談費については、経済性の観点から原則2社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

別表1-3 ((第5条関係)

国際見本市出展に係る事業 (海外向けオンライン出展含む)

経費区分	経費の内容		
旅費(注5)	航空費 2名分まで。空港利用税等関係経費往復分。国内、国際線ともエコノミークラス利用に限る。目的地まで最も合理的かつ経済的な経路を対象とする。 宿泊費 2名分まで。展示会前日~展示会終了日翌日まで。限度は7泊。一泊当たりの料金は実費もしくは別表1-5に定める基準額のいずれか低い方が対象となる。		
	その他 上記以外の費用、現地移動費(最終目的地到着のための現地航空費、鉄道費除く)飲食費、交際費等は対象外とする		
会場費(注5)	会場借料及び小間料 国際見本市へ出展するために必要なスペース の確保に要する経費 (オンラインによる出展料も含む)		
	展示工事費、助成対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費用、電気工事費等		
	備品使用料、展示ブース内で使用する機器、ショーケース、照明機 器等のレンタルに要する経費		
	その他 登録料など出展に際して係る経費		
現地通訳費	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費		
輸送費	展示会等に出展する出展製品 (オンライン出展のためのサンプル輸送費含む)、パンフレット等の輸送に要する経費		
	輸出入諸費用、保険料等		
広報・宣伝活動費	展示ブースで配る自社(製品)パンフレット、展示パネル、資料作成・翻訳などに係る経費、オンライン出展のための広報資料等(製品 PR 動画作成等含む)(※注6)		
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費		

※注5 旅費及び会場費については、交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に国際見本市が開催される場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注6 当該展示会出展のために、新規に作成したものに限る。

別表1-4 (第5条関係)

輸出に係る事業

経費区分	経費の内容
通関費	税関検査、その他通関等に係る経費
輸送に係る経費	商品の輸送料、船積書類、船荷証券等の書類取得に係る経費
輸出検査および証明書発行	検疫、放射性物質等の検査および証明書発行に係る経費
に係る経費	
保険料費	貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
認証取得調査費	認証取得にあたっての国内、国外貿易コンサル等に支払う経費
法務・権利調査費	権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費
外部専門家に係る経費	海外販売拡大を目的にコーディネーターや、通訳等に支払う経費
送金に係る経費	送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

別表 1-5

	国・地域	
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、	19,300 円
	アビジャン	19,000 1
甲地方	北米地域、欧州地域、中近東地域(指定都市・乙地方に属するものを除く)	16,100 円
乙地方	大洋州地域 欧州地域の一部〔アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア〕アジア地域の一部〔インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港並びにそれらの周辺の島しょ〕	12,900 円
丙地方	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域(乙地方に属するものを除く)	11,600 円